

第17回石垣市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会概要

1. 日 時：平成30年5月31日（金）午前10時から午前11時
2. 場 所：石垣市役所2階 第2会議室
3. 出席者：【委員】会長 宮良清盛、副会長 大田守宣、島尻寛雄、
砂川長紀
(欠席者) 宮良和美
【事務局】総務課長 翁長致純、課長補佐兼法制係長 前盛良太
法制係員 主事 崎山英哉、主事 島袋晃一
【説明員】こども家庭課長 新城佳一、
副主幹兼給付係長 福里由美子、給付係員 浅野 史也
4. 傍聴者 一般傍聴者なし

◎諮問第42号 個人情報 個人情報を外部提供することについて
(平成30年度ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業に係る対象世帯情報の提供)
担当課 こども未来局こども家庭課

(1) 提供する個人情報の内容

① 対象世帯

情報提供時点で次のいずれにも該当する世帯

- ・平成29年8月1日以降に児童扶養手当を受給している世帯
- ・平成12年4月2日から平成15年4月1日生の者を含む世帯
(公的年金等の受給による全額支給停止の者を含む。)

② 提供項目

児童扶養手当受給者・母子父子家庭等医療費助成の対象者
氏名、住所、児童氏名、児童の生年月日

(2) 提供先

沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課及び受託事業者

(3) 利用目的

沖縄県の「平成30年度ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業」が実施される。経済的な負担になっているバス通学費の一部補助を行うことにより、ひとり親家庭の生活の安定と教育環境の充実を図る事業

(4) 提供する期間

平成30年5月31日から平成31年3月

(5) 提供の方法・形態

ファイル形式 CSV、エクセルファイル等の電子データ保管時ファイルにパスワードをかけたUSBメモリスティック、CD-RM等のメディアを郵送

(6) 提供の条件

1. 秘密保持の義務 2. 目的外利用の禁止 3. 受託業者以外の第三者への提供の禁止 4. 目的外利用の複写及び複製の禁止 5. 事故発生時の報告義務 6. 受託業者の監督及び指導 7. 利用期間終了後の確実なデータ消去と報告義務

(7) 答申

本外部提供に係る諮問について、審議の結果、当該事業は、沖縄県内の児童扶養手当受給世帯又は母子及び父子家庭等医療費助成世帯の高校生等を対象としたバス通学費の負担軽減を行うものであり、ひとり親家庭の生活の安定と教育環境の充実を図る観点から対象者の利益となり、福祉の増進に寄与するという正当な理由があるものと認められることから諮問のとおり提供して差し支えないものとする。ただし、提供に当たっては、次のことを留意及び検討すること。

- (1) 提供する期間の開始日を答申の日（平成30年6月8日）からとすること。
- (2) 提供の条件に損害賠償に関する事項を加えるか検討すること。

以上